

著作権法改正に関する要望事項

（総務省）

要望事項	生番組も著作物であることの明定
要望の趣旨	固定されたテレビ番組は「映画の著作物」とみなされるが、テレビの生番組は「固定されていない」ことから、映画ではなく、著作物でもないとの解釈が存在する。生番組は「思想又は感情を創作的に表現したもの」であり、著作物であることの要件を満たしており、その明確化を望むものである。
改正条項	著作権法第2条、第10条など
改正内容	定義や著作物の例示で手当てすることも考えられるが、いずれにせよ、条文上の形式にかかわらず、生番組が著作物であることを明確にしていきたい。なお、その際、創作性のないものは排除されて当然である。
改正を必要とする理由	<p>（１）問題の所在</p> <p>テレビの生放送番組も、その多くは「思想感情を創作的に表現したもの」であり著作物で性があることに疑問の余地はないにもかかわらず、固定をされないものは著作物であるかどうか不明確である。</p> <p>（２）法改正の必要性</p> <p>現行法でも、創作性のある生番組は、著作物であるという解釈もあるが、条文で明定されない以上、実態上の法制度として機能しない。</p>
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	
その他 （関係団体の名称等）	日本放送協会、社団法人日本民間放送連盟

担当者氏名・役職 連絡先	情報通信政策局情報通信政策課コンテンツ流通促進室 課長補佐 稲原 浩 03-5253-5739
-----------------	--